

船舶事故調査報告書

平成24年8月30日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成23年7月23日（土） 14時38分ごろ
発生場所	大阪府阪南市 ^{はこつくり} 箱作地先 阪南市所在の下 ^{しもしょう} 荘港西防波堤灯台から真方位236°580m付近 （概位 北緯34°20.5′ 東経135°12.2′）
事故調査の経過	平成23年12月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ フェアレディー、5トン未満 250-19158大阪、個人所有 2.56m(Lr)×1.00m×0.34m、FRP ガソリン機関、36kW、平成2年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 47歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年5月2日 免許証交付日 平成23年3月23日 （平成28年5月1日まで有効） 同乗者A 女性
死傷者等	重傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、座席後部に同乗者2人を乗せ、箱作の海岸から約30m沖において漂泊した状態から発進したところ、平成23年7月23日14時38分ごろ、同乗者2人が座席から後方に滑り落ち、最後尾に乗っていた同乗者（以下「同乗者A」という。）の下半身に船尾の噴出口からの噴流が当たって負傷した。</p> <p>船長は、本船を発進させる際、後方の同乗者2人に声を掛けたつもりであったが、同乗者2人はその声を聞いた記憶はなく、座席にまたがった姿勢で乗船し、前の者にしがみつくななどの体を支える体勢を取っていなかった。</p> <p>同乗者Aは、他の水上オートバイで砂浜まで運ばれたのち、救急車で大阪府泉佐野市の病院に搬送され、直腸損傷等と診断された。</p> <p>船長は、医師から下半身開口部に勢いよく水が入ると容易に腸を損傷することを聞いた。</p>
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏

<p>その他の事項</p>	<p>本船は、ウォータージェット推進装置を装備した最大搭載人員3人の水上オートバイであった。</p> <p>本船のウォータージェット推進装置は、船底から吸い込んだ水をジェットポンプにより船尾の噴出口から噴出させることで本船を推進させるものであった。</p> <p>本船は、本事故当時、座席後部に同乗者2人を乗せて船尾側が沈んだ状態となっていた。</p> <p>本船には、同乗者が体を支えるためのグリップハンドル等は装備されておらず、座席後方に船尾方への転落を防止するものはなかった。</p> <p>同乗者Aは、水着の上に救命胴衣を着用しており、落水した瞬間に下半身に水圧による衝撃を感じた。</p> <p>同乗者Aは、数年前に1回、水上オートバイに同乗したことがあり、本事故当日は2回目であった。</p> <p>船長は、本船を約20年前に購入した。</p> <p>本船の製造者が現在製造及び販売している水上オートバイの取扱説明書には、噴出口（ジェットノズル）からの噴流が身体に与える影響等について次のとおり記載されている。なお、本船の取扱説明書にはこの記載はなかった。</p> <p>ジェットノズル付近で強い噴流を受けた場合、身体開口部に大きな怪我を負う恐れがあります。通常の水着では下半身開口部の十分な保護になりません。身体を保護できるウェットスーツボトム等を必ず着用してください。厚くしっかりした丈夫な布でデニムのように体にぴったりした衣類がそれに相当します。しかし、自転車競技用の短パンに使われているスパンデックスのような織物は効果が有りません。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり なし</p> <p>本船は、阪南市箱作の海岸沖において、座席後部に同乗者Aほか1人を乗せて船尾が沈んだ状態から発進する際、船長が、同乗者A等に対し、発進の意図を明確に告げなかったことから、座席にまたがった姿勢で乗船していた同乗者2人が座席から後方に滑り落ち、同乗者Aの下半身に船尾の噴出口からの噴流が当たって下半身開口部から体腔内に水が入り、直腸損傷等を負ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、阪南市箱作の海岸沖において、本船が座席後部に同乗者Aほか1人を乗せて発進する際、船長が、同乗者A等に対し、発進の意図を明確に告げなかったため、座席にまたがった姿勢で乗船していた同乗者2人が座席から後方に滑り落ち、同乗者Aの下半身に船尾の噴出口からの噴流が当たったことにより発生したものと考えられる。</p>	
<p>参考</p>	<p>運輸安全委員会は、平成24年6月27日、同種事故の再発が懸念されるため、水上オートバイの使用者及び同乗者に対する注意喚起の目的として国土交通省海事局に情報提供した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次の</p>	

	<p>ことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、水上オートバイの航走時の注意事項や乗船者の落水による危険性について十分に理解し、また、同乗者に落水による危険性を説明すること。・ 船長は、同乗者を乗せて発進する場合、同乗者に発進する意図を明確に告げ、同乗者が落水を防止する体勢を取ったことを確認すること。・ 船長は、発進時はアクセルを徐々に開き、急激な加速操作を行わないこと。
--	--